

飲料水健康危機管理実施要領 一部改定 新旧対照表

下線部分:改定箇所

改 定	現 行
飲料水健康危機管理実施要領 令和6年4月1日制定 <u>(令和7年4月一部改定)</u> 国土交通省大臣官房上下水道審議官 Ⅱ 水管理・国土保全局水道事業課等における対応 1. 情報の収集 (4) 水道事業課は、(1)で入手した情報について、健康危険の程度を判断するために必要があれば、環境省環境管理課水道水質・衛生管理室を介して、国立の試験研究機関<u>(国立研究開発法人 国立環境研究所(以下「国立環境研究所」という)、特殊法人 国立健康危機管理研究機構(以下「国立健康危機管理研究機構」という)を含む)</u>、研究者、国外の関係機関(世界保健機関、米国環境保護庁等)等(以下「国立の試験研究機関等」という。)から情報を収集するものとする。ただし、これは、水道事業課が直接、国立の試験研究機関等から情報収集することを妨げるものではない。	飲料水健康危機管理実施要領 令和6年4月1日制定 国土交通省大臣官房上下水道審議官 Ⅱ 水管理・国土保全局水道事業課等における対応 1. 情報の収集 (4) 水道事業課は、(1)で入手した情報について、健康危険の程度を判断するために必要があれば、環境省環境管理課水道水質・衛生管理室を介して、国立の試験研究機関、研究者、国外の関係機関(世界保健機関、米国環境保護庁等)等(以下「国立の試験研究機関等」という。)から情報を収集するものとする。ただし、これは、水道事業課が直接、国立の試験研究機関等から情報収集することを妨げるものではない。

ア 飲料水の水質の異常又は食中毒若しくは感染症の原因に関する情報のうち、化学物質については<u>国立環境研究所及び</u>国立医薬品食品衛生研究所<u>生活衛生化学部</u>に、微生物については<u>国立環境研究所及び国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所寄生動物部、ウイルス第二部又は細菌第一部</u>に、放射性物質については<u>国立環境研究所及び</u>国立保健医療科学院<u>生活環境研究部</u>に、それぞれ情報を求めるとともに、情報源となる研究機関、研究者等について示唆があったときは、当該情報源から情報収集を行うものとする。 イ 浄水処理技術に関する情報のうち、<u>水道施設に関する情報</u>については<u>国土技術政策総合研究所に、水質・衛生管理に関する情報については国立環境研究所に、それぞれ情報を求めるとともに、情報源となる国内外の研究者若しくは関係機関について示唆があったときは、当該情報源国立保健医療科学院生活環境研究部又は同部を通じて国内外の研究者若しくは関係機関</u>から収集するものとする。 (5) 水道事業課は、情報の的確な把握及び対策の検討に資するため、<u>国土技術政策総合研究所並びに、</u>環境省環境管理課水道水質・衛生管理室を介して、<u>国立環境研究所国立保健医療科学院</u>、国立医薬品食品衛生研究所、<u>国立健康危機管理研究機構</u>及び国立<u>保健医療科学院感染症研究所</u>等から対策の検討等に資する広範な情報収集に努めるものとする。ただし、これは、水道事業課が直接、国立の試験研究機関等から情報収集することを妨げるものではない。	ア 飲料水の水質の異常又は食中毒若しくは感染症の原因に関する情報のうち、化学物質については国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部に、微生物については国立感染症研究所寄生動物部、ウイルス第二部又は細菌第一部に、放射性物質については国立保健医療科学院生活環境研究部に、それぞれ情報を求めるとともに、情報源となる研究機関、研究者等について示唆があったときは、当該情報源から情報収集を行うものとする。 イ 浄水処理技術に関する情報については、国立保健医療科学院生活環境研究部又は同部を通じて国内外の研究者若しくは関係機関から収集するものとする。 (5) 水道事業課は、情報の的確な把握及び対策の検討に資するため、環境省環境管理課水道水質・衛生管理室を介して、国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所等から対策の検討等に資する広範な情報収集に努めるものとする。ただし、これは、水道事業課が直接、国立の試験研究機関等から情報収集することを妨げるものではない。
--	--

(6) 飲料水による重大な健康被害が発生した場合には、水道事業課は、必要に応じ、関係する地方公共団体との連携の下に、上下水道審議官の了解を得て、<u>現地に水道事業課及び国土技術政策総合研究所の職員を派遣し、情報の収集に努めるものとする。また、必要に応じ、環境省環境管理課水道水質・衛生管理室に国立の試験研究機関等の職員の派遣を要請する。</u> 4. 健康危険情報の提供 (2) 飲料水に関する健康危険に係る国内外の情報については、適宜、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて広く国民に提供することとする。この場合、-(公財)水道技術研究センターが整備している水道データベース、(公社)日本水道協会の連絡網等を活用し、情報提供が迅速に行われるよう措置するものとする。	(6) 飲料水による重大な健康被害が発生した場合には、水道事業課は、必要に応じ、関係する地方公共団体との連携の下に、上下水道審議官の了解を得て現地に職員を派遣し、情報の収集に努めるものとする。 4. 健康危険情報の提供 (2) 飲料水に関する健康危険に係る国内外の情報については、適宜、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて広く国民に提供することとする。この場合、(公財)水道技術研究センターが整備している水道データベース、(公社)日本水道協会の連絡網等を活用し、情報提供が迅速に行われるよう措置するものとする。
---	--